

第 3 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 9 日

上富良野町農業委員会

第33回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和2年3月9日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第3 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第4 諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 諮問第4号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第6 諮問第5号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第9 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主事	瀬川 翔太
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
10番 井村悦丈 委員に合わせ、ご唱和ください。

井村委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
8番 三好利和 君、9番 對馬徹 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所22

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計2筆です。地目は公簿現況ともに田です。面積は2筆合計で44,442㎡です。内容は売買で、対価は9,999千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所23

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに田です。面積は1筆合計で8,924㎡です。内容は売買で、対価は1,579千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所24

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計4筆です。地目は公簿現況ともに田です。面積は4筆合計で16,629㎡です。内容は売買で、対価は3,325千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

賃3

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で11,000㎡です。内容は賃貸借で、対価は22千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は毎年11月25日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所25

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で38,434㎡です。内容は売買で、対価は2,498千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所26

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地

の表示は〇〇〇〇番〇〇他1他、合計9筆です。地目は公簿現況ともに畑です。面積は9筆合計で134,966㎡です。内容は売買で、対価は8,433千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所27

出し手〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計4筆です。地目は公簿現況ともに畑です。面積は4筆合計で44,128㎡です。内容は売買で、対価は2,559千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所28

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計6筆です。地目は公簿現況ともに田、畑です。面積は6筆合計で44,373㎡です。内容は売買で、対価は2,273千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所29

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん持分4分の2、〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん持分4分の1、〇〇〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん持分4分の1、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計3筆です。地目は公簿現況ともに畑です。面積は3筆合計で63,395㎡です。内容は売買で、対価は4,821千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所30

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん持分4分の2、〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん持分4分の1、〇〇〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん持分4分の1、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計4筆です。地目は公簿現況ともに畑です。面積は4筆合計で65,346㎡です。内容は売買で、対価は4,443千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払方法は口座振込で、支払期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所31

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計2筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は2筆合計で80,064㎡です。内容は売買で、対価は5,844千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所32

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計4筆で、地目は公簿現況ともに田、畑です。面積は4筆合計で44,800㎡です。内容は売買で、対価は3,060千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所33

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇村字〇〇線〇〇番地〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計6筆で、地目は公簿現況と

もに畑です。面積は6筆合計で68,673㎡です。内容は売買で、対価は3,650千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所34

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計7筆で、地目は公簿現況ともに田、畑です。面積は7筆合計で142,173㎡です。内容は売買で、対価は7,961千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所35

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計7筆で、地目は公簿現況ともに田です。面積は7筆合計で46,401㎡です。内容は売買で、対価は10,208千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所36

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計2筆で、地目は公簿現況ともに田です。面積は2筆合計で42,842㎡です。内容は売買で、対価は9,425千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 諮問第1号所22番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「8番 三好利和 委員」

三好委員 8番 三好です。所22番について、補足説明いたします。

2月4日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所22番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号となります。
〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、田225,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所22番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 所23番、24番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 島田政志 委員」

島田委員 7番 島田です。所23番、24番について、補足説明いたします。

2月5日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇会館で開かれ、
売買2件の利用集積が成立いたしました。

所23番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、田177,000円で売買となりました。

所24番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、田200,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所23番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所24番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 賃3番、所25番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。賃3番、所25番について、補足説明いたします。

2月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、賃貸1件、売買1件の利用集積が成立いたしました。

賃3番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇〇〇となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑2,000円で賃貸となりました。

所25番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区〇〇道路沿いとなります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑65,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃3番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所25番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号 所26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番 佐藤です。所26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番に

ついて、補足説明いたします。

2月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買9件の利用集積が成立いたしました。

所26番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑5,000円、45,000円、55,000円、60,000円、66,000円、67,000円で売買となりました。

所27番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑58,000円で売買となりました。

所28番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑35,000円、51,000円、70,000円で売買となりました。

所29番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑70,000円と80,000円で売買となりました。

所30番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑68,000円で売買となりました。

所31番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑73,000円で売買となりました。

所32番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、畑70,000円、田60,000円で売買となりました。

所33番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん
受け手 ○○村字○○線○○番地○○の○○○○○○会社さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○さんの離農に伴い、10a 当たり、畑 5,000 円、35,000 円、60,000 円、
65,000 円で売買となりました。

所 34 番
出し手 ○○線○○号の○○○○さん
受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○さんの離農に伴い、10a 当たり、畑 13,000 円、59,000 円、67,000 円、田
100,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号 所 26 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 所 27 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 所 28 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 所 29 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 所 30 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所31番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所32番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所33番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所34番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、諮問第1号 所35番、36番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 三好利和 委員」

三好委員 8番 三好です。所35番、36番について、補足説明いたします。

2月26日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所35番

出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、田220,000円で売買となりました。

所36番

出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a 当たり、田 220,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

事務局 〇〇〇〇すると聞いています。

他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所35番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所36番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第2号朗読。

所37

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計24筆で、地目は公簿現況ともに田、畑です。面積は24筆合計で220,782㎡です。内容は売買で、対価は13,186千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所38

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿が原野、現況が畑です。面積は1筆合計で10,364㎡です。内容は売買で、対価は622千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所37、38につきましては、先月の総会にて公社へ対して買入協議として議決していただいたところです。買入協議を行ったところ、所38の公簿地目が原野の部分は、公社としては農業振興地域の農地についてしか買えないとのことで、除くこととなりました。よって、24筆については公社の買い上げ、1筆については〇〇さんが買い上げることとなっています。

議長 諮問第2号所37番38番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 長谷川裕見委員」

長谷川委員 11番 長谷川です。所37番38番について、補足説明いたします。

〇〇〇〇の農地保有合理化事業の案件として、2月の総会で買入れ協議を行った件でございます。

所37番

出し手 〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇市〇〇区 〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号他となります。

〇〇さんの離農に伴い、買入協議の結果、地目原野の1筆を除き、農地保有合理化事業での売買となりました。

所38番

出し手 〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
地目原野の1筆について、10a 当たり、畑 60,000 円で売買となりました。
慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号 所37番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより、諮問第1号 所38番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます、(○○番 ○○委員 着席)

議 長 日程第4 「諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第2号朗読。

所39

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計3筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は3筆合計で39,166㎡です。内容は売買で、対価は1,574千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長 諮問第3号所39番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。所39番について、補足説明いたします。

2月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所39番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑5,000円と41,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号 所39番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 日程第5 「諮問第4号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第4号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第4号朗読。

所40

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計6筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は6筆合計で76,217㎡です。内容は売買で、対価は4,801千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長 諮問第4号所40番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。所40番について、補足説明いたします。

2月17日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所40番

出し手 〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区〇〇道路沿いとなります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑63,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第4号 所40番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)
ここで議長を交代いたします。

井村代理 日程第6 「諮問第5号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第5号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第2号朗読。

所41

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計10筆で、地目は公簿現況ともに田です。面積は10筆合計で16,279㎡です。内容は売買で、対価は2,901千円、移転時期は令和2年3月10日で、支払い方法は口座振込で、支払い期限は令和2年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

井村代理 諮問第5号所41番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 島田政志 委員」

島田委員 7番 島田です。所41番について、補足説明いたします。

2月5日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇会館で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所41番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの離農に伴い、10a当たり、田175,000円と180,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

井村代理 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第5号 所41番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)
ここで議長を交代いたします。

議 長 日程第7 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和2年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で18,841㎡です。賃貸借となりました。

2番

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計2筆で、地目は公簿現況ともに田です。面積は2筆合計で1,197㎡です。売買となりました。

3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、合計4筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は4筆合計で38,740㎡です。売買となりました。

議 長 議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。 議案第3号1番について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区〇〇〇〇となります。

〇〇さんの再処分により、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 三好利和 委員」

三好委員 8番 三好です。 議案第1号2番について、補足説明いたします。

2番

出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん

受け手 ○○線○号の○○○○さん

所在地は、○○線○号となります。

○○さんの再処分により、○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 井村昭次 委員」

井村代理 12番 井村です。 議案第1号3番について、補足説明いたします。

3番

出し手 ○○線○号の○○○○さん

受け手 ○○線○号の○○○○さん

所在地は、○○線○号となります。

○○さんの再処分により、○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。
令和2年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

4番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の表示は上富良野町〇町〇丁目〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で14,047㎡です。賃貸借となりました。

議 長 議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 桑田俊和 委員」

桑田委員 6番 桑田です。 議案第2号1番について、補足説明いたします。
4番

出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇町〇丁目となります。

〇〇さんの再処分により、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 日程第9 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
令和2年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1 番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の表示は上富良野町〇町〇丁目〇番〇〇の内で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で225㎡です。転用区分は農用地で、農業振興地域です。工事計画は農業用倉庫等の建設で、面積は農業用倉庫が136㎡、通路等が89㎡、合計225㎡。申請者は所有者と同じです。転用理由は農業用倉庫の建設で、工期は許可日から令和2年5月31日までです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 島田政志 委員」

島田委員 7番 島田です。議案第3号 について、補足説明いたします。

土地所有者と転用者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号です。
農業用倉庫の転用であり、転用計画に問題はないと考えます。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号について、これより質疑に入ります。

對馬委員 飛び地みたいになっているけどいいのか。

事務局長 〇〇〇〇が改装されている。宅地のほうには農業用倉庫をたてるスペースがなく、農業機械が野ざらしになっているため建てたいとのこと。

議 長 「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第 33 回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問 5 件、議案 3 件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 3 時 0 0 分

上記第 33 回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 2 年 3 月 1 0 日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____